

令和3年 北秋田市農業委員会 第8回総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月12日（木） 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎大会議室

3. 出席委員（29名）

2番	長岐 正	3番	長崎 成人	4番	佐藤 政信
5番	成田 博幸	6番	澤藤 匠	7番	武石 修一
8番	伊東 誠子	9番	三澤 敏行	14番	佐藤 稔
15番	佐藤 邦久	16番	木村 正彦	17番	藤島 喜美男
18番	堀部 栄一	19番	金 俊英	20番	武田 響一
21番	近藤 裕太	22番	檜森 正	24番	佐藤 茂延
25番	伊藤 鶴一	26番	三沢 博隆	27番	鈴木 豊
28番	簾内 豊	29番	中嶋 力藏	30番	堀部 聡
31番	佐藤 篤史	33番	三浦 和憲	34番	金田 悦子
36番	長岐 一志	37番	後藤 久美		

4. 欠席委員（7名）

1番	若松 一幸	10番	杉渕 光則	11番	佐藤 利子
12番	宮腰 文義	13番	齊藤 富美雄	23番	土濃塚 謙一郎
32番	松橋 利彦				

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第30号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第 6	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 7	議案第34号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 福田 公人 主査 片岡 透 主査 佐藤 裕和

8. 議事録署名委員

30番 堀部 聡 31番 佐藤 篤史

9. 会議の概要

事務局	これより令和3年北秋田市農業委員会第8回総会を開会いたします。 まず始めに、出席状況についてご報告いたします。委員総数36名中、欠席届は、1番若松一幸委員、10番杉渕光則委員、11番佐藤利子委員、12番宮腰文義委員、13番齊藤富美雄委員、32番松橋利彦委員の6名から出されております。なお、23番の土濃塚謙一郎委員からは連絡はありませんが、36名中、29名の出席であり、定足数に達しておりますので、総会成立となります。 総会の議事進行は会長にお願いいたします。
会長	会長あいさつ（省略）
会長	これより令和3年北秋田市農業委員会第8回総会を開会いたします。 まず始めに、議事録署名者の指名であります。恒例によりまして当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
会長	異議なしと認め当職より指名をいたします。議席番号30番 堀部聡委員、同じく31番佐藤篤史委員にお願いいたします。それでは、報告第1号「会務報告」を事務局よりお願いします。
事務局	議案書2ページをお開きください。 （議案書 会務報告を基に説明）
会長	会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。
会長	次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和3年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。 （議案書 受付番号1番を朗読）

これを含み、4ページの受付番号4番までの4件、合計面積27,865平方メートルとなります。

以上、よろしく願いいたします。

会 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、次に進みます。次に、議案第30号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。
議案第30号非農地証明交付申請の承認について。
次の土地について、農地法第2条第1項の「農地」以外の土地である証明申請があったので審議を求める。

令和3年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

これを含み、同ページの受付番号2番までの2件、合計面積7,765平方メートルとなります。

以上、ご審議の程よろしく願いします。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を願いたいと思います。この件に関しましては、議席番号21番の近藤委員からお願いいたします。

21番 21番の近藤です。

現地調査の報告をいたします。

調査日は8月6日、調査員は農業委員が15番佐藤委員、16番木村委員、20番武田委員と私、事務局から福田局長、片岡主査、佐藤主査の計7名で行いました。

まず、受付番号の1番ですが資料の方は6ページから10ページになります。

7ページを見てください。上森沢の登記地目が畑になっている所です。場所は合川地区の桃坂集落の北東600mほどの所です。続いて9ページを見てください。上森沢の登記地目が田になっている所です。桃坂集落の北西700mほどの所です。どちらも昭和40年頃まで耕作していたとのことでしたが、現在は杉が茂っており、周りも山林化して農地はありませんでしたので問題はないと見てきました。

続いて、受付番号の2番ですが、資料の方は11ページから13ページになります。12ページを見てください。場所は合川地区の上杉集落の東側の所でした。こちらは平成2年頃まで耕作していたとのことでしたが、現在は雑木が生い茂っており農地への復元は難しいと思って見てきました。

ご審議の程よろしく願いします。

会 長 事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第30号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをお開きください。
議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

これを含み、同ページの受付番号2番までの2件、合計面積7,677平方メートルとなります。この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を願いたいと思います。
この件に関しましては、議席番号16番の木村委員からお願いいたします。

16番 16番の木村です。私から受付番号1番と2番を報告させていただきます。
まず、受付番号の1番ですが資料の方は15ページから17ページになります。
16ページを見てください。場所は合川の福田集落の北西200mほどの所です。譲受人は福田集落に居住しており、集落の入り口にある申請地を自己所有地として管理していきたいという事として、特に問題はないと見てきました。
続いて、受付番号の2番ですが、資料の方は18ページから20ページになります。19ページを見てください。場所は米内沢のローソンの隣になります。
申請にあたり天地返しをしており、来年から耕作を開始するという事でした。こちらにも特に問題ないと見てきました。
ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第31号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第31号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページをお開きください。
議案第32号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

この件につきましては、担当より補足説明をいたします。
農地の種別等について補足させていただきます。
総会資料23ページをお願いいたします。申請地の北側に農地が広がっていることが確認できると思います。その農地の一団は10ヘクタール以上ございまして、申請地はその農地と分断されていないため第1種農地と考えております。なお、不許可の例外の該当事項は、農地法施行令第4条第2号イに「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として、農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものである場合。」という条文がございます。本申請は、農業用物置の建築でございますので、この規定に該当すると考えております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を願いたいと思います。この件に関しましては、議席番号15番の佐藤委員からお願いいたします。

15番 15番の佐藤です。私から受付番号1番を報告させていただきます。
調査日と調査員は、先程、近藤委員が報告したものと同様です。
資料の方は22ページから27ページになります。23ページを見てください。場所は藤株集落の会館の向かいでして、20センチほど盛土を行い土砂等は流出しないようにするほか、隣地からできる限り離して建築し、影響が及ばないようにすることでした。境界等もはっきりしており、特に農地への影響も無いと見受けられました。
ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第32号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第32号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書28ページをお開きください。

議案第33号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、29ページの受付番号4番までの4件、合計面積2,810平方メートルとなります。この件につきましては、担当より補足説明をいたします。

農地の種別等について補足させていただきます。

まず、受付番号1番から3番ですが、10ヘクタール以上の農地の集団の一角であると判断されるため第1種農地と考えております。なお、不許可の例外の該当事項は農地法施行規則第35条第5号に「既存施設の拡張として拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を越えないものに限る。」という条文がございます。本申請は西側に隣接する宅地に倉庫があり、宅地面積は10,334㎡であるため2分の1を超えていないことから、この規定に該当すると考えております。

33ページをご覧ください。図面右下の所に湿地と表記がございます。今後、製造工場機能の移転も考えているという事として、移転した場合に工場立地法の適用を受けることになるという事でした。その場合、緑地割合が敷地の20%以上必要となるという事で、この湿地と今回申請の106番を緑地として整備していく計画であるという事です。

続いて、受付番号4番ですが、第3種農地の要件として、農地法施行規則第44条第3号に「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること。」という条文がございます。この申請地は都市計画法第8条における第1種住居地域に指定されているところがございますので、第3種農地と判断しております。なお、第3種農地は原則許可できる農地となっております。
以上、ご審議の程よろしく願います。

会 長 議案第33号につきまして事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を願いたいと思います。この件に関しましては、議席番号20番の武田委員から願います。

20番 20番の武田です。私から受付番号1番から4番を報告させていただきます。

調査日と調査員は先程の近藤委員が報告したものと同様です。

まず受付番号の1番から3番ですが、同一案件ですので一括で説明します。資料の方は30ページから33ページになります。

31ページを見てください。場所は鷹巣陸上競技場から北西500メートルほどの所にありました。申請者の倉庫がある土地の隣地であり従業員駐車場と緑地を整備したいという事でした。40センチほど盛土を行うようですが、法面傾斜を緩くとり安定させるという事でした。周りの農地への影響も無く、境界等もしっかりしており、特に問題は無いと見てきました。

続いて、受付番号の4番ですが、資料の方は34ページから37ページになります。35ページを見てください。場所は北秋田地域振興局の北250メートルほどの所です。宅地造成をしたいという事として、周囲の低地と接する部分は法面として保護をほどこすという事でした。周りに農地もなく境界等もはっきりしており、特に問題は無いと見てきました。
ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第33号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 無ければ、質問を打ち切り採決いたします。議案第33号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書38ページをお開きください。
議案第34号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年8月12日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 所有権移転の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、同ページの受付番号2番までの2件、合計面積15,265平方メートルとなります。

次に39ページの利用権設定の受付番号1番であります。

(議案書 利用権設定の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、44ページの受付番号10番までの10件、合計面積224,704平方メートルとなります。

続いて45ページの一括方式の受付番号1番であります。

(議案書 一括方式の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、47ページの受付番号5番までの5件、合計面積計23,164平方メートルとなります。なお、ただいま説明いたしました計画承認要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。所有権移転、利用権設定、一括方式の全てについて質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

25番 25番の伊藤です。
38ページの1番の所有権の移転を受ける者の秋田県農業公社ですが、その経営面積の増減はどのようになりますか。

事務局 買い入れた面積の残りが表記され、この後売り渡されると減っていくこととなります。

会 長 その他ご質問、ご意見はございませんか。

24番 24番の佐藤です。
39ページの1番の坊沢財産区ですが、財産区の所有している経緯が分かったら教えてください。それと、受け人は法人を立ち上げていると思いますが、法人ではなく個人で借りるのでしょうか。

事務局 経緯は分かりませんが、財産区の所有している農地が現在個人で借受けている一筆の中にあるということが判明したため、契約をしたいということです。

会 長 その他ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

会 長 無ければ、質問を打ち切り採決いたします。議案第34号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。提出議案はすべて終了いたしました。以上を持ちまして8月の定例総会を終わります。